

行政手続における 押印等見直し方針

令和 3 年 3 月策定(令和 3 年 10 月改定)

砥部町総務課

I 趣 旨

町に対して行われる申請、届出等の行政手続について、町の裁量により様式又は提出方法を定めているものを対象に、押印又は署名（以下「押印等」という。）の規制を見直し、手続きの簡素化及びオンライン化を推進し、住民等の利便性の向上並びに行政サービスの効率化を図る。

II 判断基準

押印等を求める行為については、当該行為の必要性を十分に検証した上で、原則として義務付けを廃止、記名により手続きを行うこととし、次の判断基準により見直しを実施する。なお、行政手続の内容、目的、趣旨等に照らし、押印等を求めることに合理的理由があり、他の手段による代替が困難な場合にあっては、可能な限り「記名押印」又は「署名」の選択制をとることとする。

1 押印が必要なもの

- (1) 地方自治法第 234 条第 5 項により記名押印が義務付けられている契約書

※契約書には、協議書、覚書等で双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。

【地方自治法第 234 条第 5 項】

- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

- (2) 砥部町契約規則における契約の手続に係る規定に基づく入札書及び見積書

※電子入札及び来庁入札（入札参加資格者の本人確認ができた場合に限る。）を除く。

※来庁入札における入札用封筒を除く。

- (3) 請求書、領収書等、支出の根拠となる書類
- ※電子メールにより、当該メール本文又は請求書面上に発行責任者（代表取締役のほか、支店長、営業所長等、社内において権限の委任を受けた役職員）及び担当者の氏名、連絡先が記載されたものを提出する場合を除く。
- (4) 上記以外の国及び県の法令、条例、通知等により押印が義務付けられているもの
- ※国又は県に限らず、本町以外の組織、団体から押印が義務付けられているものを含む。
- ※国又は県が押印欄のある様式を定めている場合であっても、押印が義務付けられていない場合を除く。
- (5) 実印（印鑑登録制度において登録した印鑑）又は登記印を求め、印鑑証明書と照合するもの

2 署名が必要なもの（氏名の記載にあたり自署である必要があるもの）

- (1) 国及び県の法令、条例、通知等により署名が義務付けられているもの
- ※署名又は記名押印の選択制としているものを含む。
- (2) 本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの
- ※振込先が本人名義の口座に限られる場合及び「4 判断基準に関する補足」に示す代替手段がとれる場合を除く。
- ① 手当支給申請書など金銭等の給付を伴う申請で、本人以外に給付してしまうおそれのあるもの
- ② 許可申請書等、本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるもの
- (3) 診断書、意見書、証明書等の本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要があるもの

3 押印又は署名のいずれも必要ないもの

- (1) 本人の意思による申請であることを押印や署名により担保する必要性がないもの
- ① 施設の利用申し込み、閲覧、縦覧の申請書など、対象が不特定の者で押印や署名を求めてまで本人の意思による申請であることを担保する必要性がないもの
- ② 届出事項の変更など、単に事実、状況を把握することのみを目的としているもの
- ③ 申請等に係る一連の手続の過程で、本人確認書類の写し等の添付を求めているもの
- ④ その他押印を求める必要性や実質的意義に乏しく、押印を廃止しても支障ないもの

4 判断基準に関する補足

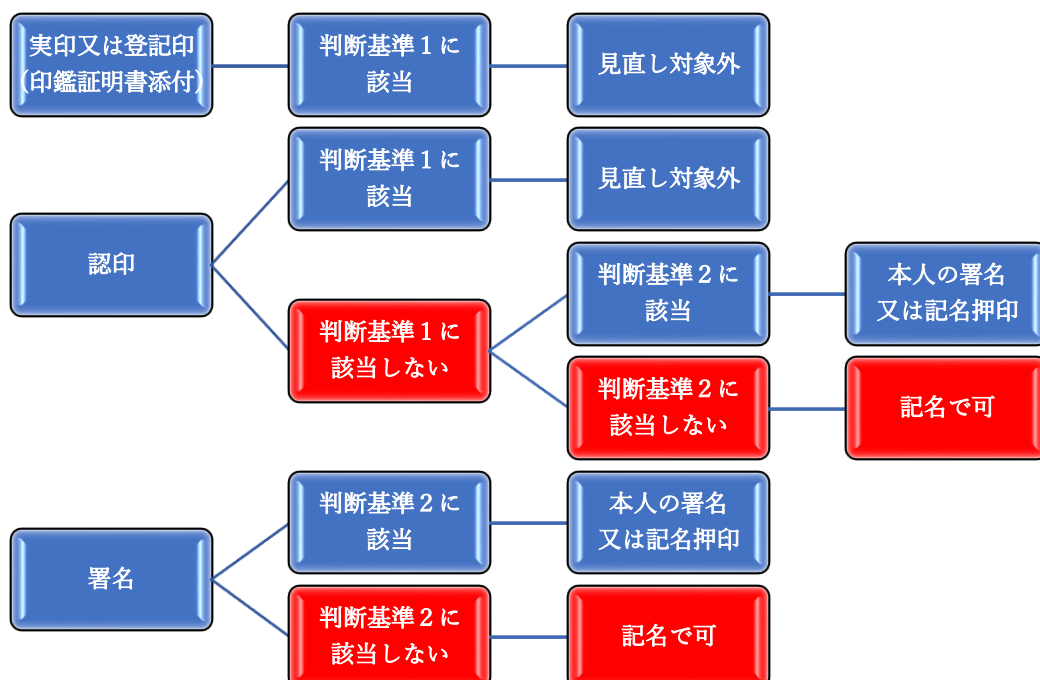
押印又は署名を求める趣旨としては、本人確認、文書作成の真意の確認又は文書内容の真正性の担保が挙げられるが、本人確認のための手法は他にも多数ある上、特に実印又は登記印によらない押印は本人確認としての効果は小さい。また、文書作成の真意は本人確認された時点で不要と考えられ、文書内容の真正性（証拠価値）についても、押印によってのみ評価がされるわけではなく手続き全体で評価されることに留意しなければならない。

これらの代替手段として、以下のような方法がとれる場合は、押印又は署名を見直すことができる。

【代替手段の例】

- 町と継続的な関係がある者の電子メールアドレスや既登録電子メールアドレスからの提出
- 本人であることが確認された電子メールアドレスからの提出（本人であることの確認には、別途本人確認書類の PDF 等のメール送信を求めることが考えられる。）
- ID、パスワード方式による認証
- マイナンバーカード、運転免許証、その他公的身分証明書（パスポートなど）の提示等により本人確認が可能なもの
- 電話又は WEB 会議による本人確認
- 実地検査等の機会における確認

【押印等見直し判断フロー図】



Ⅲ 今後の対応

1 スケジュール

時 期	内 容
令和 3 年 3 月	押印等を要する行政手続きの洗い出し
3 月	押印等見直し方針の策定
4 月	押印等見直しの要否検討
9 月	押印等見直し手続の確定
10 月	押印等見直しに係る特例規則の制定
随 時	例規改正

2 例規対応

(1) 特例規則の制定

押印等の見直しにあたっては、当該行為の根拠規定を改正する必要があるが、関係例規は多岐にわたり、全ての改正を行うことは容易ではない。そこで、特例規則を設け、本町の規則、告示、訓令その他の規定にかかわらず、記名又は署名により、押印を省略できるものとする。なお、個別の規則等の改正については、他の改正が必要となった際に随時改正するものとする。この際、本人確認のための代替手段の規定の要否とともに、手続きや提出書類そのものの必要性を確認し、様式の簡素化及び添付書類の削減に取り組む。

砥部町申請書等の押印の省略に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行政手続の簡素化を図るため、町長又はその補助機関に提出する申請書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）に係る押印を省略することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(押印の省略)

第 2 条 町長又はその補助機関に提出する申請書等であって本町の規則その他の規程（以下「規則等」という。）により提出者の押印を求めているものについて、次の各号

のいずれかに該当するときは、当該規則等の規定にかかわらず、記名又は署名により押印を省略することができる。

- (1) 閲覧又は縦覧の申請書、施設の利用許可申請書等で、対象者が不特定の者であり、押印を求めてまで本人確認をする必要のないもの
- (2) 履歴書等で、単に事実又は状況を把握することを目的とするもの
- (3) 町と継続的な関係にある者からの届出等で、当該本人であることが明らかなもの
- (4) 補助金の交付申請書等公金の支出に係るもの、個人情報開示請求書、受験願書等で、当該本人であることの確認が一定の手続の過程で公的身分証明書の写しの添付等他の手段により可能なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、押印を求める実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないもの

2 誓約書、同意書又はこれに類する書類等については、提出者の署名により押印を省略することができる。

(適用除外)

第3条 前条の規定は、次に掲げる申請書等については適用しない。

- (1) 法令又は条例により押印が義務付けられているもの
- (2) 提出者の実印又は登記印による押印を要するもの
- (3) 契約書及び入札参加資格審査事務に関するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、提出者の権利を制限し、又は提出者及びその関係者に義務を課し、若しくは不利益を生じるおそれがある事項に係るもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 条例の規定を根拠とする押印の取り扱い

条例の規定を根拠とする押印については、特例規則における見直しの適用外となるため、見直しにあたっては個別に改正を要する。各課による見直しの要否判定の結果、速やかに改正が必要なものについては、整備条例により対応する。ただし、押印の取り扱い以外の改正を含む場合はこの限りでない。

3 町が発する書面について

町が発する書面については、従前どおり押印する。ただし、砥部町文書管理規程（平成17年訓令第7号）第27条第2項の規定に基づき、可能な範囲で公印を省略する。

【砥部町文書管理規程第 27 条第 2 項】

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、公印の押印を省略することができる。

- (1) 通知、照会等に係る文書で輕易なもの
- (2) 諸規程等の送付状
- (3) 図書類の寄贈状
- (4) 記念行事及び催物の招待状等
- (5) その他あらかじめ省略することを認められたもの



四 国 研 部
えひめ TOBE